

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管(幼児教育・保育の無償化に係る事務費等を除く))

単位:千円

基金の名称		秋田県子育て支援等臨時対策基金
基金設置法人名		秋田県
基金の額		今回造成額 千円
		造成完了時における残高 292,878千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 千円
		造成完了時における残高 286,877千円
基金事業等の概要		県及び市町村が行う保育所の整備、保育に関する研修、地域における子育て支援に関する活動の支援、母子家庭及び父子家庭への支援その他の子育て支援、児童養護施設の退所者への就業の支援その他の児童等に関する社会的養護並びに不妊治療に対する支援に係る事業を行う。(一部の事業は平成26年度までで終了)
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和11年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末
	基金の解散予定時期	令和12年3月末
基金事業等の目標		各事業実施主体が必要とする特別対策事業を実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。 《令和7年度事業計画》 新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		《申請方法等の問い合わせ先》 秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画チーム 電話018-860-5127
その他の事項		